

佐渡市議会基本条例（案）に関するパブリックコメントについて

◎ 実施結果

募集期間	令和5年9月1日(金)から10月2日(月)まで
周知方法	佐渡市議会ホームページ、佐渡市議会フェイスブック
公表場所	佐渡市議会事務局、市役所総合案内（本庁舎1階）、各支所・行政サービスセンター、佐渡市議会ホームページ
提出者数	3人
提出件数	2件（条例案に直接関係ないもの4件）

◎ 回答が必要な意見と、それに対する市議会の考え方

No	条文	意見の概要	市議会の考え方
1	第8条第5項	一般質問通告書を支所等で手にすることができるようにすると明記すべき。 議会日程等を市民の目に触れる場所に明示すべき。	一般質問通告書や議会日程（会期日程と言います。）等については、佐渡市議会のホームページやSNSで公開しています。（インターネットがご覧になれない場合は、議会事務局へご連絡いただければ、最寄りの支所等で入手できるよう対応いたします。） また、令和5年12月定例会分から、新庁舎1階の大型ディスプレイ及び佐渡テレビの文字放送において、周知することとします。
2	第9条	市民意見交換会は、開催することができるではなく、しなければならぬと明示すべき。	市民意見交換会については、細部についての合意形成に至らなかったため、来年4月の市議会議員選挙後の次期議会に対し、これまでの協議内容を承継したうえ、速やかに決定するよう申し送る予定です。そのため、次期議会において柔軟に解釈かつ対応できるよう、努力規定（できる規定）としたものです。